住所　大阪市阿倍野区阪南町１丁目52番11―901号
尹尚子　昭和45年２月21日生
住所　大阪市住之江区中加賀屋２丁目３番11号
洪慶禧　昭和47年１月23日生
崔大基　平成８年１月26日生
崔美久　平成９年12月１日生
崔龍太　平成12年12月２日生
住所　大阪府守口市大日東町22番４号
崔浩美　昭和38年４月26日生
住所　大阪府吹田市上山手町25番26―201号
崔好江　昭和35年10月27日生
呉奈緒實　平成７年11月３日生
呉健佑　平成10年７月14日生
住所　大阪市阿倍野区橋本町６番32号
玄和子　昭和49年５月13日生
住所　大阪府豊中市城山町４丁目６番９号
遅華　昭和58年２月24日生
住所　大阪市東住吉区南田辺１丁目２番33号
鄭静江　昭和58年８月23日生
鄭卓功　平成４年３月24日生
住所　東京都江戸川区臨海町５丁目１番２―1314号
李光風　昭和34年９月27日生
姜智子　昭和39年４月１日生
李羽菜　平成12年９月29日生
李理毅　平成14年９月21日生
住所　大阪市城東区東中浜９丁目２番４号
李又順　昭和15年11月16日生
住所　大阪市城東区永田４丁目16番16号
宋孝二　昭和37年11月２日生
住所　山口県岩国市今津町１丁目９番16―401号
沈ミチル　昭和49年７月26日生
住所　東京都葛飾区新小岩３丁目２番13号
徐新　昭和48年６月25日生
住所　京都市右京区太秦安井車道町21番地27
金千晶　昭和60年２月３日生
住所　京都市西京区下津林芝ノ宮町26番地８
金敏史　昭和57年４月19日生
住所　京都市右京区西院矢掛町22番地
呂孝忠　平成２年12月９日生
住所　京都府八幡市八幡植松２番地41
張貴孫　昭和46年１月１日生
住所　京都府久世郡久御山町藤和田馬場崎野15番地１
呉徹　昭和49年５月18日生
住所　群馬県伊勢崎市新栄町3834番地３
ロビソン・アトジ・レイテ　平成３年12月21日生
住所　京都府宇治市槇島町薗場８番地６
盧月熙　昭和53年６月20日生
尹寧々　平成17年１月28日生
尹美羽　平成19年７月１日生
尹仁　平成21年４月３日生
住所　京都府宇治市木幡熊小路10番地
権麻子　昭和61年７月20日生
住所　京都府宇治市平尾台１丁目12番地５
孫成勲　平成４年６月29日生
住所　京都府京田辺市東鍵田31番地
金燦佑　昭和63年２月19日生
住所　京都府八幡市八幡双栗65番地20
沈修輔　昭和62年10月６日生
住所　京都府八幡市下奈良蜻蛉尻筋12番地７
邵洋子　平成７年１月31日生
住所　京都府福知山市字岡ノ30番地
朴嵩明　昭和58年12月６日生
住所　名古屋市名東区望が丘328番地１
朴永昌　昭和43年１月５日生
住所　東京都台東区北上野２丁目10番４―804号
辛顕浩　昭和55年９月22日生
住所　東京都新宿区矢来町30番地５
朴容雨　平成元年12月26日生
住所　札幌市手稲区富丘４条５丁目５番８号
アザロフ・ドミトリ・ミハイロウイッチ　昭和62年１月30日生
住所　広島県呉市郷原野路の里１丁目23番11号
鄭崇允　平成７年１月19日生
住所　滋賀県湖南市三雲1496番地58
曺琴代　昭和63年６月12日生
住所　名古屋市港区宝神町字会所裏706番地44
成照　平成元年７月25日生
住所　愛知県知多郡阿久比町大字植大字浜田９番地１
金貞子　昭和27年10月20日生
住所　千葉県船橋市三咲５丁目19番18号
王恒梅　昭和55年６月22日生
住所　大阪市生野区小路１丁目５番21号
李尚美　昭和54年10月25日生
李明俊　昭和55年11月16日生
李和俊　昭和57年10月16日生
住所　大阪市平野区加美正覚寺４丁目４番１―401号
李里美　昭和59年５月29日生
住所　大阪府豊中市原田元町１丁目６番10号
李将史　昭和61年２月21日生
住所　大阪市城東区森之宮２丁目６番1539号
チュターティップ・ゴーチラーパン　昭和61年７月17日生

○外務省告示第三百五十五号

外務省告示平成二十七年第百六十号に関し、国際連合安全保障理事会決議第二千百四十号に基づき設置された同理事会制裁委員会が平成二十七年九月十六日に行った決定に基づき、同理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるイエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等を指定する件の一部を次のとおり改正する。

平成二十七年十月十六日　外務大臣　岸田　文雄

別表の５．を次のように改正する。

（別表）

次のとおり改正する。

５．アフマド・アリー・アブドッラー・サーレハ
AHMED ALI ABDULLAH SALEH
（肩書）元大使、元准将
（生年月日）1972年７月25日
（出生地）不明
（別称）アフマド・アリー・アブドッラー・アル・アフマル（Ahmed Ali Abdullah Al-Ahmar）
（国籍）イエメン
（旅券番号）(a)イエメン旅券　17979（Ahmed Ali Abdullah Saleh名義）
（下記の外交官身分証明書番号　31／2013／20／003140に言及あり。）
(b)イエメン旅券　02117777（Ahmed Ali Abdullah Al-Ahmar（別称）名義）
（2005年11月８日発行）
(c)イエメン旅券　06070777（Ahmed Ali Abdullah Al-Ahmar（別称）名義）
（2014年12月３日発行）
（身分登録番号）不明
（住所）アラブ首長国連邦
（リストへの掲載）2015年４月14日（2015年９月16日改定）
（その他の情報）ホーシー派の軍事的拡大を促進する上で重要な役割を果たしている。イエメンの平和、安全又は安定を脅かす活動に関与している。アフマド・アリー・アブドッラー・サーレハは、イエメン共和国前大統領アリー・アブドッラー・サーレハの子息である。アフマド・アリー・アブドッラー・サーレハは、首都サヌアの南東20キロメートルに所在するバイト・アル・アフマルとして知られる地域出身である。2013年７月７日にアラブ首長国連邦外務省によって発行されたAhmed Ali Abdullah Saleh名義の外交官身分証明書（番号　31／2013／20／003140）は、現在キャンセルされている。

○外務省告示第三百五十六号

国際連合安全保障理事会決議第二千百二十七号に基づき設立された同理事会の制裁委員会が平成二十六年五月九日及び五月十四日に発出した情報に基づき、同理事会決議第二千百三十四号30及び32の規定に定められた措置の対象となる個人を指定する件（平成二十六年外務省告示第二百八十二号）に、次のとおり個人及び団体を追加する。

平成二十七年十月十六日　外務大臣　岸田　文雄